

○富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付要綱

令和7年3月26日

訓令甲第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化した空家の除却を実施する者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することにより、倒壊の危険性がある木造住宅の空家の倒壊による災害を防止し、市民の生命、身体又は財産を保護することを目的とし、その交付に関し、富士吉田市補助金等交付規則（平成4年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽化空家とは、市内に存する住宅であって、次の要件を全て満たすものをいう。

ア 個人が所有する木造在来工法で建築された住宅（併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものに限る。）であること。

イ 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅であること。

ウ 居住その他使用がなされていないことが常態であること。

エ 公共事業等の補償の対象となっていないこと。

オ 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条第2項又は第22条第2項の規定による勧告を受けていないこと。

カ 長屋又は共同住宅でないこと。

キ 賃貸事業等の利益を目的とし使用していた住宅でないこと。

(2) 木造住宅耐震診断とは、富士吉田市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱（平成15年訓令甲第30号）に基づき本市が実施する診断をいう。

(3) 総合評点とは、木造住宅耐震診断による総合評点をいう。

(4) 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断とは、「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」（令和6年1月30日付け国住市第40号）の別添「旧耐震基準の

木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」に基づいて行う耐震診断をいう。

(5) 除却工事とは、次のいずれかの老朽化空家と同一の敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。）内の建築物、工作物及び草木等を全て除却し更地にすることをいう。

ア 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の老朽化空家

イ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された老朽化空家

(6) 施工業者とは、市内に本店、支店、事務所又は営業所を有する法人又は個人事業主をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、老朽化空家の権利を有する者が複数いる場合、所有権以外の権利の設定がある場合又は老朽化空家と当該土地の所有者が異なる場合にあつては、関係する全ての権利者から同意を得ている者に限る。

(1) 老朽化空家を所有する者（登記名義人（未登記の場合にあつては、固定資産課税台帳に記載されている者））であること。ただし、当該登記名義人が死亡している場合については、当該登記名義人の法定相続人（登記名義人に共有名義人が存在する場合又は複数人の法定相続人が存在する場合には、それら全ての関係者の同意を得ている代表者）とする。

(2) 市税等を滞納していない者であること。ただし、老朽化空家の所有権その他権利を有する者が複数いる場合は、関係する全ての権利者に市税等の滞納がないこと。

(3) 富士吉田市暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(4) 除却工事を実施する老朽化空家において、過去に富士吉田市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれにも該当する事業とする。

(1) 木造住宅耐震診断の結果、総合評点1.0未満と診断され、又は旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された老朽化空家の除却工事事業

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた施工業者が請け負う老朽化空家の除却工事事業

2 前項第2号の規定にかかわらず、市長が諸般の事情を書類等により確認し認めた場合は、施工業者以外の者（同項の許可又は登録を受けた者に限る。）が請け負う老朽化空家の除去工事事業を補助対象事業に該当する事業とすることができる。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象経費（次条において「補助対象経費」という。）は、補助対象者が実施する補助対象事業に要する費用と当該補助対象事業の実施に伴い発生した廃材の運搬及び処分に要する費用の合計の額とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額とする。

2 前項で定める補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請及び決定）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住宅の構造及び建築年月日が確認できる固定資産税課税明細書又は家屋所在証明書等の書類（市が実施した木造住宅の耐震診断報告書を添付した場合を除く。）

(2) 木造住宅の耐震診断報告書の写し（旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断を実施した場合は、旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票（様式第2号））

- (3) 補助対象事業に係る見積書（除却工事費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、補助対象事業に係る除却工事を実施する予定の施工業者等の押印があるものに限る。）の写し
- (4) 申請に係る老朽化空家付近の見取り図、配置図及び現況写真
- (5) 本市の市税等に滞納がないことを確認できる書類（申請者の他に老朽化空家等に関わる権利者等がいる場合には、関係する全ての権利者等の市税等に滞納がないことを確認できる書類）
- (6) 第4条第2号の規定にする許可又は登録を受けた施工業者等であることを証する書類の写し
- (7) 利害関係者の同意に関する報告書兼誓約書（様式第3号）（申請者の他に老朽化空家等に関わる権利者等がいる場合に限り、関係する全ての権利者等からの同意書を添付して提出）
- (8) 電気料金、ガス料金又は水道料金の公共料金の使用量が分かるもの等で申請に係る住宅が空家であることを証する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類
(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、交付決定の通知後に事業着手し、申請の同一年度内に工事を完了させることとする。

3 市長は、前項の規定による補助金の交付決定の際、申請者に必要な条件を別に定めることができる。

(計画の変更)

第9条 申請者は、第7条に基づく申請内容に変更があるときは、富士吉田市老朽化空家除却事業費補助事業計画変更承認申請書（様式第5号）に変更内容が判断できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは富士吉田市老朽化空家除却事業費補助事業計画変更承認通知書（様式第6号）により、

申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助の申請を取り下げる場合は、富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付申請取下げ申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付申請取下げ通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、富士吉田市老朽化空家除却事業費補助事業完了実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 補助対象事業に係る請負契約書（当該補助対象事業に係る除却工事を実施した施工業者等の押印があるものに限る。）の写し

（2） 補助対象事業に係る請求書及び領収書（当該補助対象事業に係る除却工事を実施した施工業者等の押印があるものに限る。）の写し

（3） 補助対象事業の着手前、工事状況及び完了後の状態が確認できる写真

（4） 補助対象事業に伴い生じた廃棄物の処理に関する証明書の写し

（5） その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、前項の実績報告書を補助金の交付の決定の日の属する年度の2月末日までに提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の完了実績報告書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付確定通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第13条 交付決定者は、前条の確定通知書を受けたときは遅滞なく富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金支払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領について、除却工事の契約を締結した施工業者等に委任する

こと（以下「受領委任払」という。）により請求する場合は、富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金受領委任払請求書（様式第12号）によるものとする。

- 2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。この場合において、受領委任払により除却工事の契約を締結した施工業者等に補助金の交付があったときは、当該交付決定者に補助金の交付があったものとみなす。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その交付決定を取消し、又は期限を定めて補助金額の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令甲は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

富士吉田市長 様

申請者

住 所

氏 名

（自署）

電話番号

富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付申請書

富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、老朽化空家除却事業費補助金交付申請を、下記のとおり申請します。

なお、富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付要綱に定める対象工事等を実施することを確認するために、市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産台帳、建築確認申請及び水道の使用状況に係る情報等について照合を行うことに同意します。

記

1 住宅の概要

- (1) 事業内容 老朽化空家除却
- (2) 住宅の所在地
- (3) 住宅の種類（いずれか1つを○で囲む）
・専用住宅 ・（ ）併用住宅
- (4) 建築年次 年 月着工、 年 月完成
- (5) 階数 階建
- (6) 延べ面積 m^2
- (7) 併用住宅の住宅以外の面積 m^2
- (8) 住宅の所有者
- (9) 空家状態となった時期 年 月頃から

2 工事の概要

- (1) 予定工期 年 月 日 ～ 年 月 日
- (2) 工事費 円
- (3) 補助対象経費 円
- (4) 補助申請額 円

※ 添付書類

- (1) 固定資産税課税明細書や家屋所在証明書等、補助対象の住宅であることを確認できる書類（市が実施した木造住宅の耐震診断報告書の写しを添付した場合を除く）
- (2) 木造住宅の耐震診断報告書の写し（提出要件に該当する場合のみ）
- (3) 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断票（様式第2号）（提出要件に該当する場合のみ）
- (4) 補助対象事業に係る見積書
- (5) 対象住宅付近の見取り図、配置図及び写真
- (6) 市税納付済証明書（完納証明書）
- (7) 要綱第4条第2号を証明する書類
- (8) 権利を有する者の同意書（提出要件に該当する場合のみ）
- (9) 利害関係者の同意に関する報告書兼誓約書（様式第3号）（提出要件に該当する場合のみ）
- (10) 対象住宅が空家であることを証明する書類
- (11) その他、市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

調査日時： 年 月 日 午前・午後 時

I) 建築物の概要

1.建築物の所有者：

2.建築物所在地：

3.階数：

4.延べ床面積：

II) 前提条件の確認（いずれも必須）

チェック

欄

木造住宅である	
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した	

III) 一見して倒壊の危険性があると判断できる項目

（1以上ある場合は倒壊の危険性があると判断）

建物全体	全体又は一部に崩壊がある	
	全体又は一部に傾斜や変形がある	
地盤・基礎	地盤沈下が生じている	
	基礎がコンクリート以外（玉石、石積み、ブロック等）である	
	基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損が見られる	
老朽・腐朽	柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる	

IV) 壁の割合

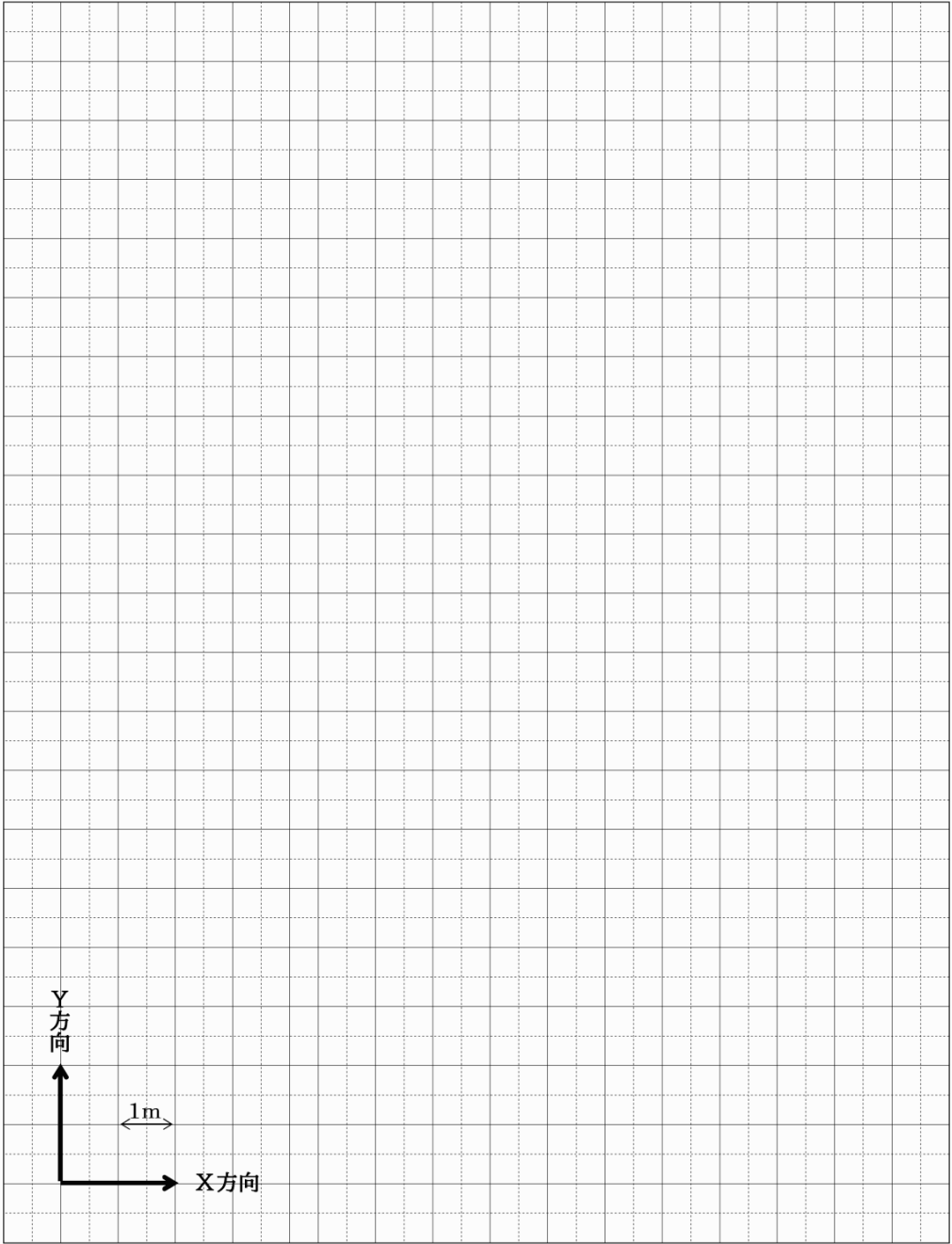
一見して倒壊の危険性があると判断できない場合でも、壁の割合が0.8未満である場合は、倒壊の危険性があると判断できるものとする。

	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ) 壁の割合
方向	壁の長さ(m)	建面積(m ²)	イ/ロ	必要値	ハ/ニ
X					
Y					

(別紙)

IV) 壁の割合 記入用紙

壁の長さの計測



(イ) 壁の長さの合計

① X (横) 方向

① m

② Y (縦) 方向

② m

①②のうち小さいほうを記入してください。

イ m

(ロ) 面積

ロ m²

(ハ) 単位面積あたりの壁の長さ

イ ÷ ロ = ハ

(ニ) 必要な壁の長さ

ニ m

下の表から該当するものを選んで記入してください。

屋根の種類 \ 階数	平 家	2 階建
軽い屋根 (鉄板葺・石綿板葺・スレート葺等)	0.20	0.52
重い屋根 (かや葺・瓦葺等)	0.27	0.59

(ホ) 壁の割合

ハ ÷ ニ = ホ

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

富士吉田市長 様

申請者
住 所
氏 名（自署）
電話番号

利害関係者の同意に関する報告書兼誓約書

富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付申請に当たり、下記所在地に存する建築物を除却することについて、当該建築物の他の所有者（法定相続人を含む）及び所有権以外の権利を有する者並びに当該土地の所有者から同意を得ていることを報告します。

また、所有者及び権利者等の間で除却に係る紛争等が生じた際は、自己の責任において全て解決し、市に一切の損害を与えないことを誓約します。

記

建築物の所在地（地名地番）
富士吉田市

以上

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

富士吉田市長

富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の住宅に関する富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので、富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 住宅の所在地 富士吉田市
- 3 住宅の種類
・専用住宅 ・（ ）併用住宅
- 4 事業内容 老朽化空家除却
- 5 その他
 - (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
 - (2) 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保管しなければならない。
 - (3) 所有者及び権利者等の間で当事業に係る紛争等が生じた際は、自己の責任において全て解決し、市に一切の損害を与えないこと。

年 月 日

富士吉田市長 様

申請者
住 所
氏 名 (自署)
電話番号

富士吉田市老朽化空家除却事業費補助事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知を受けた老朽化空家除却事業の計画を下記のとおり変更したいので、富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 住宅の所在地 富士吉田市
- 2 住宅の種類（いずれか1つを○で囲む）
・専用住宅 ・（ ）併用住宅
- 3 事業内容 老朽化空家除却
- 4 変更内容
(1) 変更の理由（ ）の変更

(2) 変更後の補助の対象経費
円

(3) 変更後の補助金の額
円

※ 添付書類
・変更内容が判断できる書類

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

富士吉田市長

富士吉田市老朽化空家除却事業費補助事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の住宅に関する富士吉田市老朽化空家除却事業費補助事業計画変更承認申請書につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので、富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地 富士吉田市
- 2 住宅の種類
・専用住宅 ・（ ）併用住宅
- 3 事業内容 老朽化空家除却
- 4 変更後の補助金交付決定額 円
- 5 その他

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

富士吉田市長 様

申請者

住 所

氏 名

（自署）

電話番号

富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付申請取下げ申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知を受けた
老朽化空家除却事業の計画について下記のとおり廃止(中止)したいので、富士吉田市老朽
化空家除却事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により届け出ます。

記

1 住宅の所在地 富士吉田市

2 住宅の種類（いずれか1つを○で囲む）

・専用住宅

・（ ）併用住宅

3 事業内容 老朽化空家除却

4 廃止(中止)の理由

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

富士吉田市長

富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付申請取下げ通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の住宅に関する富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金につきましては、補助金交付申請を取り下げることに決定しましたので、富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地 富士吉田市
- 2 住宅の種類
・専用住宅 ・（ ）併用住宅
- 3 事業内容 老朽化空家除却
- 4 その他

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

富士吉田市長 様

申請者

住 所

氏 名

（自署）

電話番号

富士吉田市老朽化空家除却事業費補助事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知を受けた
老朽化空家除却事業について、下記のとおり事業が完了したので、富士吉田市老朽化空家
除却事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により報告します。

記

1 住宅の所在地 富士吉田市

2 住宅の種類（いずれか1つを○で囲む）

・専用住宅

・（ ）併用住宅

3 事業内容 老朽化空家除却

4 完了年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 補助対象事業に係る請負契約書の写し（変更がある場合は変更請負契約書の写しを含む。）
- (2) 補助対象事業に係る請求書及び領収書の写し
- (3) 工事写真（施工前、施工中及び完了時が確認できるもの、補助対象住宅の除却前後が確認できるものを含む）
- (4) 補助対象事業に伴い生じた廃棄物の処理に関する処分証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

富士吉田市長

富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地 富士吉田市
- 2 住宅の種類（いずれか1つを○で囲む）
・専用住宅 ・（ ）併用住宅
- 3 事業内容
- 4 交付決定額 円
- 5 交付確定額 円

様式第11号（第13条関係）

年 月 日

富士吉田市長 様

申請者

住 所

氏 名

（自署）

電話番号

富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金支払請求書

富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 住宅の所在地 富士吉田市

2 住宅の種類（いずれか1つを○で囲む）

・専用住宅

・（ ）併用住宅

3 事業内容（いずれか1つを○で囲む）

4 支払請求額

円

5 振込先

振込先金融機関名	金融機関名	銀行 本店・支店
		本店・支店
	預金の種類	普通 ・ 当座 （該当を○で囲む）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第12号（第13条関係）

年 月 日

富士吉田市長 様

申請者
住 所
氏 名 (自署)
電話番号

富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金受領委任払請求書

富士吉田市老朽化空家除却事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

なお、この請求による補助金の受領に係る権限については、下記の者に委任します。

記

- 1 住宅の所在地 富士吉田市
- 2 住宅の種類（いずれか1つを○で囲む）
・専用住宅 ・（ ）併用住宅
- 3 事業内容（いずれか1つを○で囲む）
- 4 支払請求額 円
- 5 受任者

事業者名		
代表者名		㊟
所 在 地		
振込先金融機関名	金融機関名	銀行 本店・支店
		本店・支店
	預金の種類	普通 ・ 当座 （該当を○で囲む）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第 7 号 (第10条関係)

様式第 8 号 (第10条関係)

様式第 9 号 (第11条関係)

様式第10号 (第12条関係)

様式第11号 (第13条関係)

様式第12号 (第13条関係)